ASBJ

第 575 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(2)-1
日付	2026 年 4 月 22 日

プロジェクト	譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化
項目	本日の審議の概要

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

企業会計基準公開草案第 97 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応（金融資産の消滅範囲）

（これまでの経緯）

2. 企業会計基準委員会は、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、2026 年 2 月 27 日に企業会計基準公開草案第 97 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」及びその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「金融資産の消滅範囲に関する公開草案」という。）を公表した。

3. 金融資産の消滅範囲に関する公開草案のコメント期間は 2026 年 3 月 31 日までであり、4 通（団体等 1 通、個人 3 通）のコメント・レターが寄せられた。

（本日の審議事項）

4. 本日は、金融資産の消滅範囲の明確化に関する公開草案に寄せられた主なコメントとそれらに対する対応（案）についてご意見を伺うことを予定している（審議事項(2)-2）。

以　上